

令和4年度

理 事 会 議 事 錄

青森県国民健康保険団体連合会

令和4年度理事会議事録

1. 日 時 令和4年7月6日（水）13時28分～14時25分

2. 場 所 青森県水産ビル 7階 「大会議室」

3. 出席者

理事長 小野寺 晃 彦	副理事長 高 樋 憲
副理事長 櫻 井 雅 洋	常務理事 夷 甚 悟
1番 吉 田 満	2番 長 尾 忠 行
3番 成 田 誠	7番 小山田 久
8番 若 宮 佳 一	9番 櫻 田 宏
10番 平 田 博 幸	12番 野 村 秀 雄
13番 成 田 隆	監 事 倉 光 弘 昭
監 事 桑 田 豊 昭	

4. 欠席者

6番 宮 下 宗一郎	15番 小檜山 吉 紀
監 事 富 岡 宏	

5. 事務局

奈良事務局長外11名

6. 提出議案

- (1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件
- (2) 議案第1号 総会提出議案の件
(別冊第153回通常総会議案)
- (3) 議案第2号 国保永年勤続者表彰の件
- (4) 議案第3号 総会日程決定の件

小田切課長	開会を告げた。(とき：13時28分)
小野寺理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
小野寺理事長	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員3名、本日の出席者は13名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、1番吉田理事、8番若宮理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
桑田監事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議長	議案審議に入り、報告第1号から議案第3号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議長	報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	事務局長の奈良から説明したい。 理事会議案書の1頁である。 理事長が専決した事項は、中段に記載のとおり、本会職員服務規則等の一部改正である。 関係法令の改正に合わせて施行するため、本年3月16日に国保法の規定により専決処分された。 内容について説明資料を用意したので、本日配付の資料No.1-1をご覧願いたい。 おめくりいただきて、1に記載のとおり、改正点は2点である。 1点目は(1)で、育児・介護休業法の一部改正に従い、臨時職員など有期雇用者の育児・介護休業の取得要件を緩和したものである。 2点目は(2)で、労働安全衛生法の改正に伴い、勤怠管理システムを導入して、ICカードによる労働時間の把

握と記録管理を開始したことから、職員が毎朝押印していた出勤簿を廃止したものである。

具体的な改正内容は下にあるが、この2点に係る本会の「職員の育児休業等に関する規則」並びに「職員服務規則」の関連部分を改正している。

2頁以降には、条文の新旧対照表を載せている。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議長 次に、理事会議案第1号は総会提出議案で、報告事項1件、議決事項19件となっており、総会提出議案報告第1号理事長専決処分事項報告の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 総会の報告第1号は、総会議決事項に係る理事長専決処分の報告である。

総会議案書の3頁からとなるが、説明資料No.1－2をご用意願いたい。

専決事項は予算補正2件である。

いずれも早急に対応する必要があったため、国保法の規定により本年4月19日に理事長が専決している。

1点目は（1）にあるが、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、後期高齢者の感染症に係る医療費の支払予算に不足が生じたため、（2）に記載のとおり、令和3年度後期高齢者医療関係特別会計の公費負担医療支払勘定において、歳入に公費負担者からの受入金を、歳出に医療機関への支払額、それぞれ197万7,000円を追加したものである。

2点目は、介護職員等の待遇改善支援事業の実施に係る予算補正である。

（1）の2段落目からにあるとおり、国は今年10月の介護報酬改定で措置するまでの間、介護と障害福祉施設職員の収入を3%引き上げるための補助金を、都道府県の事

業として交付することとし、その申請受付と支払事務を国保連合会に行わせることによるものである。

(2)に記載のとおり、令和4年度の一般会計において、歳入に県からの受入金、歳出に介護・障害施設への補助金支払額の科目を新設して、それぞれ総額14億7,853万4,000円を追加している。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議長 次に、総会提出議案第1号令和3年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。

舛甚 常務理事 常務理事の舛甚である。

事業報告については、総会議案書の14頁をご覧願いたい。

重点目標を記載の13点として事業を実施した。

15頁に移っていただきて、1の国保関連制度の関係であるが、ここの2段落目である。

都道府県を財政運営の責任主体とする平成30年度からの新国保制度の施行にあたって、国は毎年3,400億円の公費投入を確約しており、これまで国保サイドで要望活動を行い、令和4年度は前年度同様、72億円上乗せの3,472億円が確保されている。

次の段落、「また」のところである。

国保保険者努力支援制度は、全国枠で競争配分される総額1,000億円に加えて、疾病予防・健康づくりをより強力に推進することを目的に、令和2年度分から500億円増額され、これを引き続き確保した。

一方、介護保険にも財政的インセンティブがあり、保険者機能強化推進交付金、それから保険者努力支援交付金の2つあり、それぞれ前年度同額の200億円、合計400億円が確保されている。

次の段落であるが、全額国費で賄われていた新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、収入が減少した加入者保険税（料）の減免による費用について、令和4年度は特別調整交付金に転換され、継続する方針が示された。

また、傷病手当金に対する財政支援も引き続き本年9月末まで実施することになっている。

「一方」のところである。

この4月から「子どもに係る保険税（料）の均等割額の減額措置」が導入され、懸案となっていた「後期の医療費の窓口2割負担」については、一定以上所得者を対象に10月から実施される。

「なお」のところである。

国が社会保障政策の重要課題として取り組むデータヘルス改革、これはマイナポータルという健診・医療・薬剤情報を閲覧できる仕組みや、保険証に代わってマイナンバーカードで医療機関を受診するなど、そういうものがデータヘルス改革である。

その基盤となるものがオンライン資格確認等システムで、市町村から加入者の資格情報をいただき、その情報を中央会に送ってサーバ管理しており、昨年の10月から本格運用が開始されている。

以下の項目については、資料で主な点について説明したい。

配付資料の資料No.2である。

1頁は保険者インセンティブ制度で、国保の「保険者努力支援制度」の「市町村分」と「都道府県分」の4年度の評価指標を掲載しており、黄色い網掛け部分が点数配分の高い項目で、左側の市町村分については「共通③」の「発症予防・重症化予防」、下の方に3つ飛んで「後発医薬品に関する取組」、さらに「収納率」などの配点が高くなっている。

一方、右側の都道府県分は、中段に記載の「年齢調整後の1人当たり医療費」、年齢調整後というのは単純に加入者

の人数で割ったのではなく、例えば高齢者が多いと医療費が高くなるので調整するというものである。

それに基づいて全国ならして1人当たりを都道府県ごとに計算し直すというものである。

この1人当たり医療費、それから少し下の「重症化予防」などの取組の配点が高く設定されている。

2頁は、「市町村分」と「都道府県分」を合わせて、今年度交付される都道府県別の1人当たり交付額の速報値である。

本県1人当たり交付額は、表に記載のとおり3,918円で、3年度に比べて1,023円低く、順位も4位から26位に下がっている。

この要因であるが、「都道府県分」の交付額が、3年度に比べ3億2,000万円ほど低くなっているが、先程の評価指標で「年齢調整後の1人当たり医療費」、これが前年度基準より上がっているので、0点となつた。

その前の年は1人当たり医療費が下がっているので、点数を取ることができたということである。

都道府県分となっているが、県が何もしなかったのではなく、市町村全部をまとめた結果である。

3頁をご覧願いたい。

県内の市町村別の1人当たり交付額である。

3,918円で、全国26位ということになっている。

4頁であるが、県内市町村別の獲得点数で、各項目によってグラフを作っており、これもランキング形式にしているが、グラフの上の囲みの部分でマイナス評価もある。

これによって、せっかく他の項目で点数を獲得しても、例えば2年連続健診受診率が下がったため減点ということがあるので、その点も含めて参考にしていただきたい。

5頁は介護保険分である。

表の黄色の網掛け部分が点数配分の高い項目で、左側では(5)の「介護予防」の関係、(7)の「要介護状態の維

持・改善」、右側では、「介護給付の適正化」ということで「主要5事業」というものがある。

認定適正化やケアプラン等の項目が高い配点になっている。

6頁に移っていただきて、都道府県別1人当たり交付額である。

本県は、1,160円で、全国10位となっている。

右上の表に記載してあるが、1人当たり交付額、順位ともに少し上がっている。

7頁は、都道府県別の獲得点数で、本県は14位である。

8頁は、県内市町村のランキングであり、こちらも参考にしていただきたい。

9頁をお開きいただき、医療費の支払状況である。

グラフの1番右側には、令和3年度の本県の医療費、国保と後期高齢者分を合せると総額2,529億円である。

コロナによる受診控えなどが昨年度はあったが、それに比べ増加しており、ややコロナ前に戻りつつある。

10頁に移っていただきて、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成12年度は、年間の支払額が520億円であった。

22年経った令和3年度は、2.7倍ほど増加している。

1,393億円で、こちらの方はコロナの影響はそう感じられなかった。

最後に、11頁である。

障害者関係の支払状況である。

障害者、それから18歳未満の障害児、いずれも年々増加している。

このようなことから、本会としては保険者インセンティブ制度において、各市町村が点数を獲得できるよう県と連携し支援していくとともに、医療や介護等の審査支払業務の的確な処理に引き続き努めて参りたい。

	説明は以上である。
議長	事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、総会提出議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。
議長	次に、決算関係を一括ご審議願いたい。
	総会提出議案第2号令和3年度一般会計決算の件から第12号令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	決算議案は180頁にも及ぶことから、資料No.3で説明したい。
	1頁は令和3年度の決算総括表である。
	一番上の総会議案第2号一般会計から第12号特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計までの11の会計の合計は一番下の欄で、②の収入高は4,389億1,561万9,620円、③の支出高は4,387億5,268万8,948円、右隣A欄の翌年度への繰越額は1億6,293万672円である。
	続いて、各会計の概要を説明したい。
	2頁をご覧願いたい。
	この資料は、左から議案番号、会計の名称と決算額、その右のA欄は翌年度への繰越額、B欄には歳入面での予算額との差異を、C欄には歳出面での予算との差異を載せており、主な理由を赤字で表記している。
	はじめに、一番上の総会議案第2号は、一般会計の決算である。
	会計区分欄をご覧願いたい。
	歳入は1億5,968万464円、歳出は1億2,902万9,324円で、差引残高は3,065万1,140円である。
	B欄の歳入面では、1款負担金が予算編成時の予想よりも被保険者数の減少が少なかったため、190万円程の増額となった。

2款国庫支出金も、予算編成時点では交付要綱が未定のため、低く見積もったことにより増額となっている。

8款県支出金の大きな減額は、県から委託された「介護・障害施設のコロナ感染予防対策費用を支援する事業」の受入金と交付金を通過経理したものとの予算残であり、歳出3款事業費の同事業の不用分と見合いであるので、決算剰余に影響はない。

C欄の歳出面であるが、令和3年度においてもコロナ禍の影響による会議の中止等が多く、2款総務費、3款事業費で不用額が生じている。

次に、総会議案第3号は、国保の医療費関係を受け入れする診療報酬審査支払特別会計である。

まず、運営費に係る業務勘定であるが、歳入7億4,778万2,404円、歳出6億7,203万9,949円で、差引残高は7,574万2,455円である。

歳入面では、1款手数料がコロナ禍の受診控えを見込んでいたレセプト件数と、国の要請により開始したコロナウイルスワクチンの住所地外接種の件数が見込みを上回ったため、予算額に対し増額となった。

7款諸収入が大きく減額となっているが、これは、例えば国保から社保に移るなど、加入する医療保険が変わったにもかかわらず、前の保険証で受診した方の医療費支払額を保険者間で調整しているもので、歳出8款諸支出金の不用額と見合いである。

歳出面では、この会計もコロナ禍の影響で会議の中止やオンライン開催等が非常に多く、各科目で不用額が発生している。

次に、3頁をお開き願いたい。

医療費等を保険者から受け入れし、医療機関に支払するための通過勘定である4つの支払勘定である。

まず、国保医療費の支払勘定であるが、歳入935億

2, 157万3, 994円、歳出935億2, 145万7, 082円である。

差引残高11万6, 912円は、県立の医療施設が翌月支払となっていることによる繰越額である。

その下は、難病や乳幼児医療など、20項目の公費医療を経理している公費負担医療支払勘定である。

歳入29億5, 662万7, 000円、歳出29億5, 627万9, 358円である。

差引残高34万7, 642円は、国から概算交付されている高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金であり、3年度はこれに係る支払が生じなかったため、4年度会計に繰越し、予算補正のうえ全額国庫に返還する。

その下は、出産育児一時金を経理しているもので、歳入歳出とも2億5, 581万727円である。

その下は、国の風しん追加対策とコロナワクチンの住所地外接種費用を経理している勘定で、歳入歳出とも4億8, 778万9, 598円である。

続いて、総会議案第4号は、職員退職手当特別会計である。

これは複式会計で退職手当積立金を管理しているもので、歳入面の説明のとおり、令和3年度は退職金の支給が5, 121万円、各会計からの繰入れによる積み増しが2, 400万円、差し引き2, 721万円程減額となった。

会計区分欄、歳入の2, 539万4, 809円が3月31日現在の保有残額であり、差引残高の369円は定期預金利息である。

次に、総会議案第5号は、市町村等への国保新聞や参考図書の斡旋、国保医療費通知の費用などを経理する、国保新聞等特別会計である。

これも複式会計であり、歳入が8, 869万3, 735円、歳出は8, 869万1, 735円で差引残高の2, 000円は当期利益金である。

総会議案第6号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

交通事故などでかかった医療費を、損害保険会社や加害者から求償し保険者に送金するもので、3年度は2億5,234万4,083円を収納し、市町村等に送金している。

次の総会議案第7号は、レセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

社保診療報酬支払基金と国保中央会による、診療報酬改定等に係るシステム共同開発費に充てるため、国が定めた負担金を市町村から受入し、国保中央会に特別分担金として納入しているものである。

歳入歳出とも338万6,297円である。

続いて、総会議案第8号は、介護保険関係業務特別会計である。

まず、業務勘定は、歳入2億146万4,575円、歳出1億8,910万1,371円で、差引残高は1,236万3,204円である。

歳入面では、1款手数料収入が270万円程のマイナスとなっているが、説明欄のとおり、レセプト審査手数料は178万円程の増であり、マイナスは赤字で記載の電子証明書発行手数料の減によるものである。

これは、介護事業所がインターネット請求する際に必要な電子証明書の発行手数料を受け入れし、認証機関に納付しているもので、歳出1款事業費の同事務費の不用分と見合いである。

次に、介護保険事業に係る2つの支払勘定である。

まず、介護給付費の支払勘定は、歳入歳出とも1,375億5,455万7,331円である。

その下の介護保険に関する生活保護や難病など12項目の公費負担給付費を経理している支払勘定は、歳入歳出とも17億5,479万5,085円となった。

次に、総会議案第9号は、障害者総合支援法に関する特別会計である。

まず業務勘定は、歳入6,049万2,546円、歳出5,315万7,083円で差引残高は733万5,463円である。

歳入面の1款手数料は、レセプト件数が予算積算の時より若干上回り、183万円の増となった。

電子証明書発行件数の減による手数料の減収であるが、介護保険同様、歳出1款総務費の当該事務費不用分と見合いである。

下の障害介護給付費を経理する支払勘定は、歳入歳出とも369億4,798万1,958円、その下の18歳未満の障害児給付費の支払勘定は、歳入歳出とともに54億1,563万2,578円で、こちらの方は対前年比10%と大きく伸びてきている。

次に、総会議案第10号は、本県の医師不足解消に向けて、県と市町村が拠出し実施している医師確保対策事業に係る特別会計である。

歳入1億4,480万4,500円、歳出1億4,243万9,500円で、差引残高は236万5,000円である。

歳出面の説明からご覧いただきたいが、令和3年度は、留年等による契約解除や支援停止が一般枠で3名、特別枠で1名あった。

また、学士枠は定員割れが2名で、1款事業費の支援費が798万円不用となった。

このうち県の負担分は年度内に調整するため、歳入の2款県支出金が568万円減額となっている。

差引237万円は、市町村の負担分であり、これを4年度に繰越し、市町村の負担金から減額している。

6頁をご覧願いたい。

総会議案第11号は、後期高齢者医療関係の特別会計で

ある。

まず、業務勘定だが、歳入7億4,919万7,529円、歳出7億2,104万3,578円で差引残高は2,815万3,951円である。

歳入面では、1款手数料が受診控えによりレセプト件数が見込みほど戻らなかつたため、予算額を若干下回つてゐる。

4款受託事業収入の減は、歳出2款事業費の不用額と見合いである。

歳出面では、1款総務費において、職員の退職等による人件費の減、また、コロナ禍の影響により事務執行経費の不用額が生じている。

また、5款国保中央会負担金の不用額も、コロナの影響でレセプト件数が減り、負担額が減少したものである。

その下は、後期高齢者に関する医療費の支払勘定で、歳入歳出とも1,559億2,299万7,253円である。

その下は、後期高齢者に関する公費負担支払勘定であり、歳入歳出とも4億6,885万5,657円で、対前年度比14.8%増と大きく伸びている。

次に7頁である。

総会議案第12号は、特定健診等事業特別会計である。

まず、業務勘定は、歳入4,002万1,422円、歳出3,416万8,886円で、差引残高585万2,536円である。

歳入面では、1款手数料は受診控えを見込んで低く抑えさせていたために、予算額に対して163万円程の増となつたが、実額対前年比では60万円程度の増となっており、令和2年度のコロナによる大きな落ち込みからは戻っていない状況である。

以下の特定健診等費用支払勘定は、国保被保険者分の健診費用で、歳入歳出とも7億5,532万3,338円、その下は後期高齢者分の健診費用で、歳入歳出4億41万

	2, 737円である。
	各会計の決算状況は以上であるが、最後に8頁積立金の状況をご覧願いたい。
	下から2つ目の8番合計額の欄をご覧願いたい。
	積立計画に基づく積立金種類ごとの合計であるが、令和4年5月31日現在の総保有額は、2億6,961万8,661円である。
	国保総合システムの更改に備える機器購入積立金等の増額などにより、昨年度比2,570万4,157円の増である。
	説明は以上である。
議長	事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、総会提出議案第2号から第12号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。
議長	次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。
	総会提出議案第13号令和4年度一般会計補正予算の件から第17号令和4年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計5件について、事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	資料No.4の1頁をお開き願いたい。
	令和4年度予算補正是5件である。
	1点目は、一般会計である。
	保険者からの負担金等で賄う一般会計においては、被保険者数の減少がますます進み、令和5年度においても大きな減収が予想されるので、議案第13号において、令和3年度繰越金を財源に予備費を449万1,000円追加し、この減収に備えたいというものである。
	次に2点目は、国保診療報酬の審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係特別会計についてである。
	令和6年3月に国保総合システムの次期更改がある。
	これに伴い、負担金の拠出のほかに本会でも審査委員会端末の総入れ替えなど大規模な調達が想定されるので、その準備経費に充てるため、このシステムに関連する2つの

会計で、それぞれ令和3年度繰越金を財源に財政調整基金を積み増ししたいというものである。

国保審査会計は、議案第14号において2,023万2,000円を、後期会計は、議案第16号において1,072万3,000円の追加としている。

3点目は、先ほど3年度決算議案でご説明申し上げた、国から概算交付されている「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」についてであり、下の内訳のとおり、3年度から繰越した概算交付金全額と過年度の過誤調整分を合わせて、34万8,000円を公費負担支払勘定に追加し、国に返還するものである。

なお、この公費負担の支払勘定も国保審査会計に属しているので、一つ上と同じく議案第14号での提案となる。

4点目は、介護保険事業関係業務特別会計である。

介護保険事業においては、令和5年度に市町村業務端末の入れ替えなど多額の経費が必要となるので、それに備えるため、議案第15号において令和3年度繰越金を財源に336万3,000円を財政調整基金に積み増ししたいものである。

5点目は、医師確保対策事業特別会計である。

この事業の4年度において、就学中の学生の契約解除3名と、すでに医師として勤務している方のうち、指定医療機関以外で勤務することとした3名が発生し、計6名に貸付金の返還が生じた。

このため、議案第17号においてその返還額2,612万5,000円を追加するものである。

なお、このうち県の負担分は4年度内で県に返還し、市町村負担分は5年度に繰越して市町村負担金に充当することとなる。

以下、3頁までは各会計の補正内容を、4頁、5頁には補正予算総括表を載せている。

説明は以上である。

議 長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第13号から第17号までの計5件の議案は原案どおり決定する旨宣した。
議 長	次に、総会提出議案第18号理事の補充選任の件について事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	<p>総会議案書304頁をお開き願いたい。</p> <p>総会議案第18号は、理事の補充選任の件である。</p> <p>本年4月に生じた欠員理事2名について、選任区分である各団体から推薦があり、2の候補者に記載のとおり、県町村会推薦の東通村長 畑中 稔朗さんと県推薦の青森県健康新祉部長 永田 翔さんのお2人を「本会役員選任方法等に関する規則」に基づき、総会において選任いたしたいという主旨である。</p> <p>なお、6月10日にもう1名の欠員が生じたが、こちらは推薦に係る手続きが今回の総会終了後となるので、選任については、年明け令和5年2月の次回総会での選任となる。</p> <p>説明は以上である。</p>
議 長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第18号は原案どおり決定する旨宣した。
議 長	次に、総会提出議案第19号国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	<p>総会議案書307頁をご覧願いたい。</p> <p>来る11月18日に東京都で開催予定の国保制度改善強化全国大会を経て、実現を期する当面の懸案事項として11項目を掲げ、総会において決議し、本年度の制度改善運動を展開して参りたいという主旨であることを説明し、決議文を朗読した。</p>
議 長	事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第19号は原案どおり決定する旨宣した。
議 長	理事会議案第1号の審議終了を告げ、続けて、理事会議案第2号国保永年勤続者表彰の件について事務局の説明を

求めた。

奈 良 事 務 局 長

理事会議案書の 7 頁をお開き願いたい。

国保永年勤続者表彰の被表彰者は、理事会で決定することになっている。

本年度内申のあった対象者について、事務的な精査を終えたので、顕彰方法を含め決定いただきたいという主旨である。

1 の表彰対象者であるが、9 頁をお開き願いたい。

理事者の部は平内町長 船橋 茂久さん、田子町長 山本晴美さんの 2 名である。

その下、国保運協委員の部では、青森市の船木 昭夫さんを始め 15 名、国保事務担当者の部は、八戸市の木立 浩希さんをはじめ 3 名で総勢 20 名の方々である。

7 頁にお戻りいただいて、次に 2 の表彰の方法は、感謝状又は表彰状を授与し、併せて 3 にある記念品を贈呈することとしている。

また、その顕彰方法は 4 にあるとおり、来る第 153 回通常総会の席上で行うが、これまでと同様、総会では受彰者氏名の朗読にとどめ、後日、当該市町村長さんから伝達表彰していただくこととしている。

感謝状、表彰状の文案、記念品、顕彰方法、いずれも例年どおりで進めたいという主旨である。

説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、理事会議案第 2 号の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に、理事会議案第 3 号総会日程決定の件について、事務局の説明を求めた。

奈 良 事 務 局 長

理事会議案第 3 号は、総会日程決定の件である。

総会の日程は理事会で決定することになっており、事務局が準備した日程は、日時が令和 4 年 7 月 21 日木曜日午後 1 時 30 分から、場所は青森市東奥日報新町ビル 3 階「New's ホール」を予定している。

	説明は以上である。
議長	事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、理事会議案第3号は原案どおり決定する旨宣し、総会の開催日程が決定されたので、各理事の出席方を要請した。
議長	全議案の議了を宣した。（とき：14時24分）
高樋副理事長	閉会挨拶。（とき：14時25分）

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに
署名する。

令和 4 年 7 月 26 日

議 長

小野寺晃彌

令和 4 年 7 月 27 日

議事録署名者

吉田 满

令和 4 年 8 月 1 日

同 上

若宮佳一

理事会理事長挨拶文

とき 令和4年7月6日 午後1時30分
ところ 青森県水産ビル7階「大會議室」

改めまして、みなさんこんにちは。

理事長を務めます青森市長小野寺晃彦でございます。

本日は国保連の理事会開催にあたりまして、大変ご多忙のところご参集いただきありがとうございます。

また、今日はいつもと変わって、青森県水産ビルでの開催ということでございます。

皆様の真後ろの窓の外には、今年はねぶた祭りの花火が上がるようでございまして、花火の日は大変眺めの良い所でございますが、今日は連合会の会議ということでご一緒させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭2点、私の方から当会の会務運営等について、ご報告申し上げます。

1点目でございますけれども、本会会務運営につきまして、年間²⁵⁰⁰億円を超えます、国保・後期高齢者の医療費、また、1400億円台目前まで増加した介護給付費の審査

支払業務をはじめ、「保険者努力支援制度」の評価指標でございます、医療費適正化対策、介護予防などの保険者業務への支援ということで、全力で取り組んでいるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大がまだ続いてございますけれども、いわゆるワクチンの「住所地外接種」に係る費用決済、あるいは介護・障害福祉サービス事業者への感染予防を目的とした「かかり増し経費」の支払事務など、国で推進しております保健医療対策という形で当会も協力をさせていただいております。

県、それから市町村の事務軽減にも取り組ませていただいていることをご報告申し上げます。

2点目に、国が昨年3月に公表いたしました「審査支払機能に関する改革工程表」について一言申し上げます。

この「工程表」でございますが、国保財政運営に大きく係わる「医療費の審査支払業務」に関する将来像が示されたところで、現在、改革に向けた取り組みが本格化してございます。

具体的には、地域や医療保険者間での審査結果の差異

を解消する、国保事業のインフラでございます「国保総合システム」を全国クラウド化するとともに、被用者保険側の「支払基金システム」との段階的な統合に向けた環境構築が、デジタル庁の支援のもと開始されていると承っております。

また、AIの活用で、レセプト審査の9割をコンピュータチェックで完結させることを目指すということも謳われております、まさに、審査業務を「人」から「システム」へ大きくシフトするということが改革に挙げられてございます。

本会いたしましては、国保審査委員会並びに国保中央会と連携をさせていただき、「この新しい審査業務の転換に的確に対応する」ということ、また、まずは、国保保険者事務の多くを支えております「国保総合システム」の機器更改に万全を期す必要があるということを留意点として申し上げたいと思います。

さて、本日は、議案としてご案内のとおり、令和3年度の事業報告並びに決算等ご審議賜ります。

事業報告、また各会計の決算については、監事會での

監査を終了いただいたと承っておりますけれども、当理事会での議決を経て、来たる通常総会に付議させていただきます。

慎重なご審議をお願いする次第でございます。

本会としては、今後とも、国保事業の安定運営に向けて、保険者支援に積極的に取り組んで参りますので、役員の皆様方・各市町村のお力添えをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。